

標準旅行業約款 (募集型企画旅行契約)

観光庁・消費者庁告示第1号 (令和2年4月1日から適用)

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 当社が旅行者との間で締結する募集型企画旅行に関する契約 (以下「募集型企画旅行契約」といいます)は、この約款の定めるところにより、この約款の定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。

第2条 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不当なないし無理でなく理由により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

(用語の定義)

第3条 この約款で「募集型企画旅行」とは、当社が、旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的及び行程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊サービスの内容並びに旅行者が支払うべき旅費の金額等を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいいます。

第4条 この約款で「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行する、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。

第5条 この約款で「通信販売」とは、当社が、当社又は当社の募集型企画旅行を当社が代理して販売する当社が提携するクレジットカード会社 (以下「提携会社」といいます) のカード会社との間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みを受け、提携する募集型企画旅行契約を締結し、当社が旅行者に対して有する募集型企画旅行契約の締結に係る権限及び義務を、当該権限及び義務が履行されるべき日以前に別記の提携会社のカード会員規約に従って旅行者から譲渡する旨をあらかじめ承諾し、かつ当該募集型企画旅行契約の旅行代金を第12条第1項、第16条第1項後段、第19条第2項に定める方法により支払うことを内容とする募集型企画旅行契約をいいます。

第6条 この約款で「カード利用」とは、旅行者又は当社が募集型企画旅行契約に基づき旅行代金の支払いは提携会社を履行すべきをいいます。

第2章 契約の締結

(契約の申込み)

第7条 当社が募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、当社所定の申込書 (以下「申込書」といいます) を申込書の記入の上、当社が指定する金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。

第8条 当社に通信販売の申込みをしようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項 (以下「申込書において「募集型企画旅行」をいいます) を申込書に記入し、当社に提出しなければなりません。

第9条 第1項の申込金は、旅行代金又は取消料若しくは取消料の一部として取り扱われます。

第10条 募集型企画旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旅行者は、契約の申込時に申し出ておくべきです。このとき、当社は可能な範囲内でその配慮を行います。

第11条 前項の規定に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とし、当社は、それがなかったものとして取り扱います。

(電話等による予約)

第12条 当社が、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による募集型企画旅行契約の申込みをしようとする旅行者は、この約款の定めるところにより、募集型企画旅行の申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項 (以下「申込書において「募集型企画旅行」をいいます) を申込書に記入し、当社に提出しなければなりません。

第13条 前項の規定に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とし、当社は、それがなかったものとして取り扱います。

(契約の締結)

第14条 当社が、次に掲げる場合において、募集型企画旅行契約の締結に応じないことがあります。

(1) 申込書に虚偽の記載があったとき

(2) 応募旅行者数が募集予定数に達したとき

(3) 旅行者数が募集型企画旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるおそれがあるとき

(4) 通信販売の締結しようとする場合であって、旅行者の予約クレジットカードが無効であったとき

(5) 旅行者が、旅行代金等の支払に遅延し、募集型企画旅行の開始日又は出発日その他の契約の履行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(6) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、別記に非違の言動若しくは暴力を用いた行為又はこれに準ずる行為を行ったとき

(7) 旅行者が、悪質な買付、偽造品を用いた行為を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれに準ずる行為を行ったとき

(8) その他当社の業務上の都合があるとき

(契約の成立時期)

第15条 募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。

第16条 募集型企画旅行契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

(契約書面の交付)

第17条 当社が、前条の定める契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面 (以下「契約書面」といいます) を交付します。

第18条 当社が募集型企画旅行契約の締結に際し、旅行者に旅行サービスの範囲内 (前項の契約書面に記載すること) により、

(1) 前項の契約書面に記載することにより、確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称を指定しない場合は、当該契約書面に記載された運送機関及び宿泊機関の名称を指定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日 (旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目) に当たる日以前に募集型企画旅行契約の申込みをされた場合であって、旅行開始日当日、その募集型企画旅行に定められた、この確定された運送機関 (以下「運送機関」といいます) を利用するものとします。

(2) 前項の交付において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定された運送機関であっても、当社は迅速かつ適切に対応をします。

(3) 第1項の確定運送機関を交付した場合には、前条第2項の規定により当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載することにより特定されます。

(情報通信技術を利用する方法)

第19条 当社が、あらかじめ旅行者の承諾を得て、募集型企画旅行契約を締結しようとする旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定運送機関の交付に代わり、情報通信技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項 (以下この条において「記載事項」といいます) を提供したときは、旅行者の使用する通信機器にインストールされたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

(1) 前項の場合において、旅行者の使用する通信機器に記録された事項のファイルが備えられていないときは、当該使用する通信機器に備えられたファイル (専ら当該旅行者の提供に用いられるに限り) に記載事項を記録し、旅行者が当該書面を閲覧したことを確認します。

第20条 旅行者は、旅行開始日までの契約書面に記載する期日までに、当社に対し、契約書面に記載する金額の旅行代金を支払わなければならないものとします。

第21条 旅行者は、前項の規定に基づき、提携会社との間で、前項の支払に代わり、カード利用による旅行代金の支払いを行います。

第3章 契約の変更

(契約内容の変更)

第22条 当社が、天災地変、暴風、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令、当初の運送計画にない運送サービスの提供その他の当社の当り支えられない事由が生じた場合において、旅行者の安全かつ円滑な実施を図るため必要な範囲内において、旅行サービスの内容を変更する旨を旅行者に通知し、かつ、変更後の旅行サービスの内容を募集型企画旅行契約の申込書 (以下「契約内容」といいます) を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

第23条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第24条 募集型企画旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける旅行者は、前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目以前に当社に対し通知をしなければならないものとします。

第25条 前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目以前に当社に対し通知をしなければならないものとします。

第26条 前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目以前に当社に対し通知をしなければならないものとします。

第27条 前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目以前に当社に対し通知をしなければならないものとします。

第28条 前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目以前に当社に対し通知をしなければならないものとします。

第29条 前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目以前に当社に対し通知をしなければならないものとします。

第30条 前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目以前に当社に対し通知をしなければならないものとします。

第31条 前項の定めるところにより旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目以前に当社に対し通知をしなければならないものとします。

第4章 契約の解除

(旅行者の支払)

第32条 旅行者は、いつでも別表第1に定める取消料を当社に支払って募集型企画旅行契約を解除することができます。通信契約を解除する場合は、当社は、提携会社のカードにより前記の取消料への旅行者の承諾なく取消料の支払いを受け付けます。

第33条 旅行者は、次に掲げる事由が生じた場合において、旅行開始日に取消料を支払うことなく募集型企画旅行契約を解除することができます。

(1) 当社として契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が別表第2上欄 (左欄) に掲げられるその他の重要なものであることと限りません。

(2) 前条第1項の規定に基づき、募集型企画旅行契約を締結したとき、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、当社が支払うべき前回の補償金は、当該損害賠償金とみなされます。

(3) 旅行者は、旅行開始後において、当該旅行者の責に帰すべき事由により契約書面に記載された旅行サービスが提供されないときは、当該旅行者の責に帰すべき事由により、別表第1第1項の規定にかかわらず、取消料を支払うことなく、旅行者サービスの当該旅行サービスが提供されなかった部分の旅行サービスを解除することができます。

(4) 前項の場合において、当社は、旅行代金から旅行者が支払った前回の損害賠償金の額を差し引いた額を旅行者に払い戻します。ただし、前項の場合に当該旅行サービスが提供されなかった部分の旅行サービスに、又はこれらから支払われなければならない費用に係る金額を差し引いた額を旅行者に払い戻します。

(旅行開始前・旅行開始後の解除)

第34条 旅行者は、次に掲げる場合において、旅行者が理由を説明して、旅行開始前・募集型企画旅行契約を解除することができます。

(1) 旅行者が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件に適合しないことが判明したとき

(2) 旅行者が病氣、必要な介護者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき

(3) 旅行者が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき

(4) 旅行者が、契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき

(5) 旅行者の数が募集型企画旅行に必要とされる参加者数に達しなかったとき

(6) 天災地変、暴風、暴動、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の当社の当り支えられない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行サービスの提供が中止され、又はこれらから支払われなければならない費用に係る金額を差し引いた額を旅行者に払い戻したとき

(7) 天災地変、暴風、暴動、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中の、官公署の命令その他の当社の当り支えられない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行サービスの提供が中止され、又はこれらから支払われなければならない費用に係る金額を差し引いた額を旅行者に払い戻したとき

(8) 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第35条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第36条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第37条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第38条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第39条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第40条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第41条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第42条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第43条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第44条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第45条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第46条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第47条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第48条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第49条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第50条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第51条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第52条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第53条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第54条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第55条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第56条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第57条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第58条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第59条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第60条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第61条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

第62条 前項の規定に基づき、変更後の旅行サービスの提供を受ける旅行者は、変更後の旅行代金を支払うものとします。

代金に15%以上の当社が定める率を乗じた額をもつて限度とします。また、旅行者1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、旅行者1名の変更補償金を支払いません。

第30条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償し、当社に、変更補償金を支払います。

第31条 旅行者は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報若しくは、旅行者の同意を得た後の募集型企画旅行契約の締結について理解するよう努めなければならないものとします。

第32条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第33条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第34条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第35条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第36条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第37条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第38条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第39条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第40条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第41条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第42条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第43条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第44条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第45条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第46条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第47条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第48条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第49条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第50条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第51条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第52条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第53条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第54条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第55条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第56条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第57条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第58条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第59条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第60条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第61条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第62条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第63条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第64条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第65条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第66条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第67条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

第68条 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを提供するに際しては、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認められたときは、旅行代金において違わぬことと旨を当社の手配担当者又は当該旅行サービス提供者から申し出なければなりません。

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員